【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年２月10日
【四半期会計期間】	第109期第３四半期(自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日)
【会社名】	株式会社　南日本銀行
【英訳名】	The Minami-Nippon Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　森　俊英
【本店の所在の場所】	鹿児島市山下町１番１号
【電話番号】	（０９９）２２６－１１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　　市坪　功治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町２丁目３番３号　神田中央通ビル３Ｆ 株式会社南日本銀行 東京事務所
【電話番号】	（０３）３２５８－７３１１
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　中島　康晴
【縦覧に供する場所】	株式会社南日本銀行 熊本営業部 （熊本市中央区下通１丁目７番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

		平成27年度第３四半期連結累計期間	平成28年度第３四半期連結累計期間	平成27年度
		(自 平成27年４月１日 至 平成27年12月31日)	(自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日)	(自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)
経常収益	百万円	15,029	14,475	20,204
経常利益	百万円	4,321	2,491	4,157
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	2,728	1,705	―
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	―	―	2,217
四半期包括利益	百万円	1,705	1,391	―
包括利益	百万円	―	―	435
純資産額	百万円	43,509	43,026	42,237
総資産額	百万円	784,699	794,065	772,726
１株当たり四半期純利益金額	円	32.01	19.45	―
１株当たり当期純利益金額	円	―	―	25.05
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	円	15.65	9.62	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	円	―	―	12.68
自己資本比率	%	5.54	5.41	5.46

		平成27年度第３四半期連結会計期間	平成28年度第３四半期連結会計期間
		(自 平成27年10月１日 至 平成27年12月31日)	(自 平成28年10月１日 至 平成28年12月31日)
１株当たり四半期純利益金額	円	11.31	3.92

(注) １.当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
２.第３四半期連結累計期間に係る１株当たり情報の算定上の基礎は、「第４ 経理の状況」中、「１ 四半期連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
３.自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末新株予約権－（四半期）期末非支配株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２ 【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績の状況

当第３四半期連結累計期間の経営成績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金及び金融商品販売手数料の減少等により、前第３四半期連結累計期間に比べ５億５千４百万円減少し、144億７千５百万円となりました。

経常費用は、与信関係費用の増加等により、前第３四半期連結累計期間に比べ12億７千６百万円増加し、119億８千３百万円となりました。

この結果、当第３四半期連結累計期間の経常利益は、前第３四半期連結累計期間に比べ18億３千万円減少し、24億９千１百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前第３四半期連結累計期間に比べ10億２千３百万円減少し、17億５百万円となりました。

また、当第３四半期連結会計期間の財政状態につきましては、以下のとおりとなりました。

総資産は、前連結会計年度末に比べ213億３千９百万円増加し、7,940億６千５百万円となりました。

預金は、個人預金の増加等により、前連結会計年度末に比べ207億６千６百万円増加し、7,368億４千８百万円となりました。

貸出金は、中小企業貸出や個人ローン等を中心に増強を図った結果、前連結会計年度末に比べ33億２百万円増加し、5,760億２千２百万円となりました。

有価証券は、前連結会計年度末に比べ82億５千４百万円減少し、976億５千８百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第３四半期連結累計期間の資金運用収益は、前第３四半期連結累計期間と比べ３億７千３百万円減少し、116億１千１百万円となりました。また、資金調達費用は、前第３四半期連結累計期間と比べ５百万円減少し、４億８千５百万円となりました。

この結果、資金運用収支は、前第３四半期連結累計期間と比べ３億６千７百万円減少し、111億２千６百万円となりました。

役務取引等収支は、前第３四半期連結累計期間と比べ４億９千１百万円減少し、３億６百万円のマイナスとなりました。

その他業務収支は、前第３四半期連結累計期間と比べ６億８千７百万円増加し、８億６千１百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第３四半期連結累計期間	11,440	52	―	11,493
	当第３四半期連結累計期間	11,101	25	―	11,126
うち資金運用収益	前第３四半期連結累計期間	11,930	55	△1	11,984
	当第３四半期連結累計期間	11,586	26	△0	11,611
うち資金調達費用	前第３四半期連結累計期間	489	2	△1	490
	当第３四半期連結累計期間	484	1	△0	485
役務取引等収支	前第３四半期連結累計期間	183	1	―	185
	当第３四半期連結累計期間	△307	0	―	△306
うち役務取引等収益	前第３四半期連結累計期間	1,583	4	―	1,587
	当第３四半期連結累計期間	1,444	2	―	1,447
うち役務取引等費用	前第３四半期連結累計期間	1,399	2	―	1,401
	当第３四半期連結累計期間	1,751	2	―	1,753
その他業務収支	前第３四半期連結累計期間	172	2	―	174
	当第３四半期連結累計期間	861	△0	―	861
うちその他業務収益	前第３四半期連結累計期間	225	4	―	230
	当第３四半期連結累計期間	987	―	―	987
うちその他業務費用	前第３四半期連結累計期間	53	2	―	56
	当第３四半期連結累計期間	126	0	―	126

(注) １．国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
２．「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
３．資金調達費用は、金銭の信託見合費用（前第３四半期連結累計期間０百万円、当第３四半期連結累計期間０百万円）を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第３四半期連結累計期間と比べ１億４千万円減少し、14億４千７百万円となりました。

役務取引等費用は、前第３四半期連結累計期間と比べ３億５千２百万円増加し、17億５千３百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第３四半期連結累計期間	1,583	4	1,587
	当第３四半期連結累計期間	1,444	2	1,447
うち預金・貸出業務	前第３四半期連結累計期間	542	―	542
	当第３四半期連結累計期間	564	―	564
うち為替業務	前第３四半期連結累計期間	378	4	383
	当第３四半期連結累計期間	380	2	382
うち証券関連業務	前第３四半期連結累計期間	252	―	252
	当第３四半期連結累計期間	140	―	140
うち代理業務	前第３四半期連結累計期間	355	―	355
	当第３四半期連結累計期間	295	―	295
うち保護預り・貸金庫業務	前第３四半期連結累計期間	5	―	5
	当第３四半期連結累計期間	6	―	6
うち保証業務	前第３四半期連結累計期間	13	―	13
	当第３四半期連結累計期間	12	―	12
うちその他	前第３四半期連結累計期間	35	―	35
	当第３四半期連結累計期間	44	―	44
役務取引等費用	前第３四半期連結累計期間	1,399	2	1,401
	当第３四半期連結累計期間	1,751	2	1,753
うち為替業務	前第３四半期連結累計期間	106	2	108
	当第３四半期連結累計期間	109	2	111

(注)　国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第３四半期連結会計期間	726,698	266	726,965
	当第３四半期連結会計期間	736,625	223	736,848
うち流動性預金	前第３四半期連結会計期間	245,760	―	245,760
	当第３四半期連結会計期間	259,862	―	259,862
うち定期性預金	前第３四半期連結会計期間	479,991	―	479,991
	当第３四半期連結会計期間	475,930	―	475,930
うちその他	前第３四半期連結会計期間	947	266	1,213
	当第３四半期連結会計期間	832	223	1,055
総合計	前第３四半期連結会計期間	726,698	266	726,965
	当第３四半期連結会計期間	736,625	223	736,848

(注) １．　国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社の業務、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

２．　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．　定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第３四半期連結会計期間		当第３四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	571,753	100.00	576,022	100.00
製造業	27,018	4.73	25,400	4.41
農業、林業	4,449	0.78	4,754	0.83
漁業	3,333	0.58	3,206	0.56
鉱業、採石業、砂利採取業	19	0.00	17	0.00
建設業	36,401	6.37	32,960	5.72
電気・ガス・熱供給・水道業	8,423	1.47	10,032	1.74
情報通信業	1,422	0.25	1,327	0.23
運輸業、郵便業	12,252	2.14	12,098	2.10
卸売業、小売業	53,375	9.34	53,310	9.25
金融業、保険業	4,827	0.84	5,630	0.98
不動産業、物品賃貸業	106,367	18.60	111,397	19.34
その他の各種サービス業	95,794	16.76	93,912	16.30
地方公共団体	16,194	2.83	17,215	2.99
その他	201,871	35.31	204,757	35.55
海外及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	571,753	―	576,022	―

(注) 国内とは当行及び連結子会社であります。

（２）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（３）研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
優先株式	320,000,000
計	320,000,000

② 【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）(平成28年12月31日)	提出日現在発行数（株）(平成29年２月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	80,964,300	同左	福岡証券取引所	(注２)
Ａ種優先株式(注１)	30,000,000	同左	非上場	(注３、４)
計	110,964,300	同左	―	―

注１．Ａ種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第８項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

２．権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。

３．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) Ａ種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

①修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額（発行決議日からの５連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)４.の(8)⑧取得価額の調整に記載のとおりであります。

②修正頻度

取得価額の修正は、毎月第３金曜日の翌日以降、１ヵ月１回の頻度で行います。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取り決めはありません。

(5) Ａ種優先株式は、当行が、平成31年４月１日以降、取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で全部または一部を取得できる旨の条項を定めております。

４．単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。議決権を有しないこととしている理由は、資本増強にあたり既存の株主への影響を考慮したためであります。なお、提出日現在、Ａ種優先株式の普通株式への転換はありません。また、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。

Ａ種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) Ａ種優先配当金

当銀行は、定款第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下、「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下、 「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通

株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記（2）に定める配当年率（以下、「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して（5）に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) Ａ種優先配当年率

平成21年３月31日に終了する事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝初年度Ａ種優先配当金÷Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において、初年度Ａ種優先配当金とは、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）（ただし、Ａ種優先株式の発行決議日をＡ種優先配当金年率決定日として算出する。）に、1.05%を加えた割合（%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。）を乗じて得られる数を、365で除して算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）とする。

平成21年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヵ月物）＋1.05%

なお、平成21年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率は、%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヵ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（12ヵ月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のＲｅｕｔｅｒｓ3,750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が８%を超える場合には、Ａ種優先配当年率は８%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) Ａ種優先中間配当金

当銀行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過Ａ種優先配当金相当額

Ａ種優先株式１株当たりの経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＡ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

Ａ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有するＡ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、Ａ種優先株主がかかる取得の請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。

② 取得を請求することができる期間

平成24年10月１日から平成36年３月31日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株主が取得の請求をしたＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

Ａ種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の５連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という。（ただし、下記⑧による調整を受ける。）

⑧ 取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ⅰ）取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下⑧において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ）株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

（ⅲ）取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する意味を有する。以下、本（ⅲ）、下記（ⅳ）および（ⅴ）ならびに下記ハ.（ⅳ）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記（a）ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記（ⅲ）または本（ⅳ）による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（iii）または本（iv）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行なわれている場合

調整係数は１とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記（iii）または本（iv）による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（iii）または本（iv）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記（iii）または本（iv）による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

（v）取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記（iii）または（iv）による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（v）による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ.（ｉ）ないし（vi）に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限現取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．（ｉ）取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

（ii）取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.（ｉ）ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.（iv）（b）または（c）に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.（iv）（b）または（c）に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または（iv）に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.（ｉ）の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および（vi）の場合には０円、上記イ.（iii）ないし（v）の場合には価額（ただし、（iv）の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ.（iii）ないし（v）および上記ハ.（iv）において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．（ⅴ）において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．（ⅰ）ないし（ⅲ）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．（ⅰ）ないし（ⅲ）の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（（10）②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年４月１日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。

この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＡ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も（8）①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と交換に交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、（6）③に定める経過Ａ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行なわれる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読替えて、経過Ａ種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないＡ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ａ種優先株主に対し、その有するＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成28年10月１日～平成28年12月31日	－	110,964	－	16,601	－	7,500

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成28年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 30,000,000	－	(注１)
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 451,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 79,649,000	79,649	(注２)
単元未満株式	普通株式 864,300	－	１単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	110,964,300	－	－
総株主の議決権	－	79,649	－

(注) １．A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

２.上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が３個含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) 株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町１番１号	451,000	－	451,000	0.40
計	－	451,000	－	451,000	0.40

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１.当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

２.当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（自平成28年10月１日　至平成28年12月31日）及び第３四半期連結累計期間（自平成28年４月１日　至平成28年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
現金預け金	80,916	107,782
商品有価証券	137	51
金銭の信託	458	432
有価証券	105,912	97,658
貸出金	※1 572,720	※1 576,022
外国為替	516	367
リース債権及びリース投資資産	1,686	1,841
その他資産	2,793	3,174
有形固定資産	12,621	12,732
無形固定資産	507	508
繰延税金資産	2,036	2,037
支払承諾見返	4,181	3,643
貸倒引当金	△11,747	△12,180
投資損失引当金	△16	△5
資産の部合計	772,726	794,065
負債の部		
預金	716,082	736,848
借用金	0	0
社債	2,000	2,000
その他負債	3,944	4,654
退職給付に係る負債	2,072	1,639
睡眠預金払戻損失引当金	334	336
偶発損失引当金	519	563
再評価に係る繰延税金負債	1,353	1,353
支払承諾	4,181	3,643
負債の部合計	730,488	751,039
純資産の部		
資本金	16,601	16,601
資本剰余金	8,873	8,873
利益剰余金	11,023	12,125
自己株式	△146	△147
株主資本合計	36,351	37,453
その他有価証券評価差額金	4,044	3,567
土地再評価差額金	2,812	2,812
退職給付に係る調整累計額	△970	△806
その他の包括利益累計額合計	5,886	5,572
純資産の部合計	42,237	43,026
負債及び純資産の部合計	772,726	794,065

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第３四半期連結累計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自 平成28年４月１日 至 平成28年12月31日)
経常収益	15,029	14,475
資金運用収益	11,984	11,611
（うち貸出金利息）	10,013	9,946
（うち有価証券利息配当金）	1,070	988
役務取引等収益	1,587	1,447
その他業務収益	230	987
その他経常収益	※1 1,226	※1 428
経常費用	10,707	11,983
資金調達費用	491	485
（うち預金利息）	422	417
役務取引等費用	1,401	1,753
その他業務費用	56	126
営業経費	8,272	8,243
その他経常費用	※2 485	※2 1,374
経常利益	4,321	2,491
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	79	21
固定資産処分損	9	21
減損損失	※3 69	※3 ―
税金等調整前四半期純利益	4,242	2,470
法人税、住民税及び事業税	426	600
法人税等調整額	1,087	164
法人税等合計	1,514	764
四半期純利益	2,728	1,705
非支配株主に帰属する四半期純利益	―	―
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,728	1,705

【四半期連結包括利益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日)
四半期純利益	2,728	1,705
その他の包括利益	△1,022	△313
その他有価証券評価差額金	△1,094	△476
退職給付に係る調整額	72	163
四半期包括利益	1,705	1,391
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,705	1,391
非支配株主に係る四半期包括利益	―	―

【注記事項】

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を第１四半期連結会計期間に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第３四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（会計上の見積りの変更）

退職給付に係る会計処理における、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、第１四半期連結会計期間より費用処理年数を10年に変更しております。

これにより、従来の費用処理年数によった場合に比べ、当第３四半期連結累計期間の経常利益、税金等調整前四半期純利益は、それぞれ94百万円減少しております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を第１四半期連結会計期間から適用しております。

（四半期連結貸借対照表関係）

※１．貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成28年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成28年12月31日）
破綻先債権額	819百万円	1,789百万円
延滞債権額	27,985百万円	27,869百万円
３ヵ月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	7,578百万円	6,884百万円
合計額	36,384百万円	36,542百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（四半期連結損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
株式等売却益	990百万円	230百万円
貸倒引当金戻入益	9百万円	－百万円

※２．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
貸倒引当金繰入額	－百万円	854百万円
株式等売却損	196百万円	203百万円
株式等償却	38百万円	72百万円

※３．営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

減損を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額は次のとおりであります。

前第３四半期連結累計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年12月31日）

鹿児島県内

用途	種類	減損損失
遊休資産等	土地等	69百万円
合計	―	69百万円

当第３四半期連結累計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年12月31日）

該当事項はありません。

（資産グループの概要及びグルーピングの方法）

営業用店舗等の営業用資産については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから、原則として営業店単位で、遊休資産等については、各々が独立した資産としてグルーピングしております。また、本部、コンピュータセンター、社宅、ＡＴＭコーナー等については独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。連結子会社については、個社ごとにグルーピングしております。

（回収可能価額）

減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、路線価、固定資産税評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日）
減価償却費	783百万円	841百万円

(株主資本等関係)

前第３四半期連結累計期間（自 平成27年４月１日　至 平成27年12月31日）

１.配当金支払額

(決　議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	402	5.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日	利益剰余金
	A種優先株式	205	6.85	平成27年３月31日	平成27年６月29日	利益剰余金

２.基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第３四半期連結累計期間（自 平成28年４月１日　至 平成28年12月31日）

１.配当金支払額

(決　議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	402	5.00	平成28年３月31日	平成28年６月30日	利益剰余金
	A種優先株式	200	6.67	平成28年３月31日	平成28年６月30日	利益剰余金

２.基準日が当第３四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはリース業務等が含まれます。

(有価証券関係)

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成28年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	951	945	△6
その他	300	313	13
合計	1,251	1,259	7

当第３四半期連結会計期間（平成28年12月31日）

	四半期連結貸借対照表計上額（百万円）	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	943	943	△0
その他	300	310	10
合計	1,243	1,253	9

２．その他有価証券

前連結会計年度（平成28年３月31日）

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	6,244	7,005	760
債券	76,100	78,461	2,360
国債	51,546	53,242	1,696
地方債	9,197	9,519	322
社債	15,356	15,699	342
その他	15,571	18,070	2,499
合計	97,916	103,537	5,621

当第３四半期連結会計期間（平成28年12月31日）

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	5,932	7,694	1,762
債券	68,544	70,267	1,722
国債	44,500	45,695	1,195
地方債	10,597	10,859	261
社債	13,446	13,712	265
その他	15,911	17,333	1,421
合計	90,389	95,295	4,905

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第３四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式40百万円であります。

当第３四半期連結累計期間における減損処理額は、株式67百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

（１）時価の下落率が50%以上の場合。

（２）時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記①～③の何れかに該当する場合は回復可能性があると認められないと判断し、減損処理を行う。

① 株式の時価が過去２年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。

② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。

③ 株式の発行会社が２期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失を計上すると予想される場合。

（３）時価の下落率が30%未満の場合には、著しい下落には該当せず、減損処理は行わない。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第３四半期連結累計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成28年４月１日 至　平成28年12月31日)
(1) １株当たり四半期純利益金額	円	32.01	19.45
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	2,728	1,705
普通株主に帰属しない金額	百万円	150	139
うち優先株式に係る金額	百万円	150	139
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	2,577	1,565
普通株式の期中平均株式数	千株	80,530	80,513
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	円	15.65	9.62
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	150	139
うち優先株式に係る金額	百万円	150	139
普通株式増加数	千株	93,750	96,774
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		―	―

（注）前第３四半期連結累計期間の当該優先配当額は、平成28年３月31日を基準日として配当を予定している額のうち、前第３四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。
また、当第３四半期連結累計期間の当該優先配当額は、平成29年３月31日を基準日として配当を予定している額のうち、当第３四半期連結累計期間に帰属するものとして算定された額を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年２月９日

株式会社南日本銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内　正彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永里　　剛	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社南日本銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間(平成28年10月１日から平成28年12月31日まで)及び第３四半期連結累計期間(平成28年４月１日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。